

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2019年2月18日）

第195号（2018年度-第3号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

⚠️「大学院手当支給基準変更適用は2年後、規則改正は4月1日付で」？ 第2回団体交渉(2/15)冒頭に大学側から驚くべき「再提案」

大学院手当問題での第2回団体交渉を2月15日（金）午後4時50分から1時間行いました。これには大学側から田中理事・多賀谷総務企画部長・久保人事課長・福岡人事課副課長・西村人事課総務企画係長の5名が出席し、組合側は福田委員長・滝野書記長・鴨崎前委員長等5名が出席しました。

冒頭、福田委員長から、「『1月1日付け規則改正を先延ばしした上で、1～2年（一定期間）かけて検討を続ける』ことを前提として、『4月1日付け規則改正は行わないこと』と明言いただきたい」と求めたところ、田中人事労務担当副学長から、「実際の適用は2年後の平成33年（2021年）4月1日からとするが、規則改正は本年4月1日施行としたい」という驚くべき「提案」がありました。

「2月15日再提案で4月1日付規則改正は あい得ない話、明らかな不誠実交渉(組合)」

⇔「持ち帰り再検討させていただく(大学回答)」



これに対して組合が、「4月1日付け規則改正を今日、2月15日に提案して私たちの強い反対にもかかわらず決めてしまうならば、明らかな不誠実交渉・不当労働行為となる。あり得ない話だ」と強く指摘・抗議した結果、「持ち帰って再検討させてください(田中理事)」と、いったん「譲歩」した形となりました。以下、交渉での議論の状況をお伝えします。



「教職員への説明会開催すべし」「1/25付け説明メールは説明に 値しない」「不利益変更であり労働契約法上許容できない」

～組合の具体的な問題点指摘に大学側からの合理的な反論は一切なし～

福田委員長は組合の基本的な問題意識として、①大学院手当問題についての教職員への説明会開催を求めたにもかかわらず、これを事実上「拒否」したことは受け入れ難い②1月25日付けで発信された「説明メール」は教職員に誤解と混乱を招く内容となっており、説明に値しない。③手当支給を減額・廃止することには合理的根拠がなく、労働契約法上許容されるものではなく、撤回すべきである、等と述べました。

これに対して田中理事は、前回(12/17)の団体交渉の際とほぼ同様に、「大学院生への講義等は通常業務、負担度は大きくない」等と繰り返すのみで、組合が指摘した問題点にかみ合う「回答」は何一つありませんでした。

交渉中、田中理事は、「規則改正の結果、年間でどれだけの損失・不利益を被るかについての具体的な説明は部局長へも行ってない。退職金にも跳ね返ることはまったく説明していない」との指摘に対して、「先生方はご自分がいくら手当をもらっているか知りませんよ（関心はありませんよ）」等と言う一方で「部局長へは7月以来、何度も丁寧に説明してきましたよ。部局長の皆さんは講義等のみ担当者への手当がどれだけの減額になるか知っているはずですよ」等と、この本質をはぐらかすような「回答」に終始しました。



「持ち帰り再検討したが、やはり4月1日付けで規則改正を」 では受け容れられない！～交渉終了前に再度強調(組合)～

こうした非論理的な「回答」に対して組合が、一つ一つ具体例を挙げながら、いかに説明不足か、本来あってはならない労働条件の不利益変更であり、これが許容される条件をなんらクリアーしていないかを強調する中で、最終的に「持ち帰り再検討させていただきたい」という「再提案」があったものです。

これに対して組合は、「持ち帰り再検討した結果、やはり4月1日付けで規則改正はやらせていただきたい、という再提案となれば、規則改正決定までの期間がさらに僅かなものとなり、不当性は一層高まるもので、あくまで4月1日付け規則改正をすとの結論となれば受け容れられない」と強く主張して交渉を終えました。

第2回団体交渉を終えるにあたって、大学側から第3回団体交渉開催予定日がいったん提案されましたが、入試との関係もあり、早くても2月27日(水)以降となる可能性が高いことからしても、4月1日付け規則改正はあり得ない話と言わざるを得ません。



大学院手当等支給基準改定問題緊急報告・討論集会を開きました (1/17)

山口大学教職員組合は1月17日(木)昼休み、経済学部第一会議室で「大学院手当等支給基準改定問題緊急報告・討論集会」を行いました。集会は福田委員長のあいさつの後、滝野書記長が「報告」を行い、続いて井川書記次長が労働法研究者の立場から今回の改定案は重大な不利益変更を伴うものであり、基本的には労働契約法違反であることを説明しました。また、鴨崎前執行委員長からは、昨年12月17日の団体交渉を経て、大学側が「1月1日付け規則改正の先延ばし」を決めるまでの組合のとりくみ経過が説明されました。



集会には、組合に加入されていない方も数名参加され、集会後には「大学院手当問題がよくわかった」「大変意義のある集会だった」「これを機にできるだけ行動しなければと思った」等の「感想」が寄せられました。

国立大学当局の不当労働行為(誠実交渉義務違反)で組合主張の認定続く！

- ① 県労働委員会が山形大学の不当労働行為(不誠実団交)を認定し命令書交付(1/15)
- ② 最高裁により福岡教育大学の不当労働行為救済命令確定(1/29)

山形大学職員組合の救済申立てを受けて、1月15日(火)に山形県労働委員会が山形大学の不当労働行為(不誠実団交)を認定し命令書を交付しました。これは、「55歳超の教職員の昇給抑制と給与制度の見直し」による賃金引下げ問題での団体交渉を巡って、山形大学当局の組合への対応に大きな問題があったため、山形大学職員組合が2015年6月に山形県労働委員会に提訴していた問題で、山形県労働委員会が組合の主張をほぼ全面的に認めて命令したものです。



続いてその2週間後の1月29日(火)には、福岡教育大学教職員組合が福岡県労働委員会に提訴した大学側の不当労働行為が認定されたことを不服として、大学当局が国を相手に起こした行政訴訟を福岡地方裁判所、福岡高等裁判所、さらには最高裁が「本件を上告審として受理しない」との判断を示したものです。これにより、福岡県労働委員会命令が確定しました。

朗報！アルバイト(大阪医科大学)へもボーナス支給をと大阪高裁判決！



大阪高裁が2月15日(金)、元大阪医科大学アルバイト女性の「ボーナス不支給は不当」との訴えを、適法とした第一審(大阪地裁)判決を取り消して労働契約法違反との判決を下しました。「同一労働同一賃金」への対応が問われる中、正規・非正規の格差を抜本的に解消するための大きな意義をもつ判決と言えます。(詳細は続報予定)